関西圏国家戦略特別区域会議(第32回) ~大阪府提出資料~

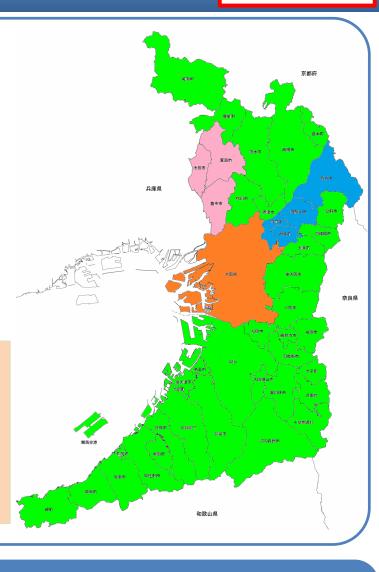
大 阪 府 2023年3月16日

- ①2016年4月 実施区域を「大阪市」とする区域計画の認定
- ②2019年4月実施区域に「豊中市・池田市・ 箕面市」を追加とする区域計画の認定
- ③2020年6月実施区域に「守口市・枚方市・寝屋川市・門真市」を追加とする区域計画の認定

現在、大阪府第三者管理協議会において、4事業者を特定機関として確認

④今回、上記実施区域を除く 「大阪府内すべての市町村(35市町村)」 を追加する

⇒実施区域を大阪府全域へ



家事支援ニーズに対応する事業者が府全域で事業展開が可能となることで、 家事の負担を抱える方々のより一層の活躍推進が可能となる!

【実施事業の概要】

▶ 産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、工場立地法、又は工場立地法で定められた準則に代えて適用すべき準則を定める。

【事業主体】

> 八尾市

【実施事業の効果】

- > 工場新増設等の投資促進
- ➤ 府内の生産拠点の整備促進、物流機能を強化 など

八尾市

> 実施目的

余剰地が少ない特例既存工場の生産施設新増設を促進し、「ものづくりのまち」として工業集積及び良好な操業環境 並びに産業競争力の維持・向上を図る。

> 準則の内容

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
	住宅・商業の用に 供されている区域	準工業地域	工業専用地域、 工業地域	第一種〜第三種 以外の区域
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上	25%以上
うち緑地面積率	20%以上	15%以上	10%以上	20%以上
重複緑地	25%以下	100%以下	100%以下	25%以下

> 生活環境との調和に関する事項

事業者は、八尾市と協定を締結し、相互に当該敷地内の緑化を図るための協力を確認することで、良好な生活環境との調和を図る。また、ゼロカーボンシティやおの実現に向けた共創推進にかかる協定を新たに創設し、本協定への締結を求めることにより、より実効的な環境機能の向上を図る。

※「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場のうち、工場立地法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

